

I. 一般組合員でなくなるときの手続き

(令和5年度末) 退職時の年齢	提出書類	共済組合の処理	
60歳以下 (昭和38年4月2日以降)	履歴書 ※1	年金待機者登録	年金を受給するため 組合員期間・報酬月 額等を登録
61歳～63歳 (昭和35年4月2日～昭和38年4月1日)	手続き不要		
64歳以上 (昭和35年4月1日以前)	「退職・資格変動調査票」 ※2	年金改定	年金決定から退職ま での期間を反映し、 在職停止を解除

㊦ 老齢厚生年金の繰上げ支給制度について、老齢厚生年金は、原則として65歳から受け取ることができますが、希望すれば60歳に達したときから65歳になるまでの間に繰上げて受け取ることができます。繰上げの請求を行うと、減額された年金額が生涯にわたって続きます。希望される方は、年金担当までご相談ください。

※1 「履歴書」は、退職手当用とあわせて作成し、各教育委員会の指示に従い提出してください。
(大阪市及び堺市の学校園、大学、教育庁が所属所の教職員を除く)

※2 「退職・資格変動調査票」は、当支部のHPからダウンロードできます。

II. 一般組合員の身分のまま他府県の公立学校・他の公務員共済へ異動したとき
(当支部の資格喪失から1日も空けずに異動)

提出書類	共済組合の処理
・履歴書 ※1 ・「転出届書」 ※3	異動先の共済組合へ当支部の加入記録を引き継ぎます。

※1 「履歴書」は、退職手当が出ない場合、年金用2部のみ必要です。

※3 「転出届書」は、当支部のHPからダウンロードできます。

【参考】

短期組合員は、健康保険は共済組合ですが、年金は一般厚生年金に加入します。

《組合員種別》

組合員種別	社会保険制度		主な任用形態
	健康保険	年金	
一般組合員	共済組合	共済組合	常勤一般職員、再任用フルタイム職員、任期付職員、フルタイム12月超勤務の非常勤職員
短期組合員	共済組合	日本年金機構 (一般厚生年金)	再任用短時間勤務職員(週20H以上)、臨時的任用職員、非常勤職員(週20H以上)

* 「教職員のための共済のしおり」(令和5年3月改訂版) P.13参照

◆ 教職員のための
共済のしおり
令和5年3月改訂版



Ⅲ. その他の手続きについて

60歳未満（組合員・被扶養配偶者）の方で年金の資格喪失後、再就職先で年金制度に加入されない方は、お住まいの市区町村の国民年金担当課で国民年金加入の手続きが必要です。

退職しても60歳に到達するまでは、
国民年金に加入しないといけないんだね



当支部のホームページ

HP → 手続きナビ内「様式集（諸用紙のダウンロード）」
→ 「長期給付関係（年金）の様式」



★「教職員のための共済のしおり」（令和5年3月改訂版）は、当支部 HP「刊行物」からも閲覧可能

退職予定者
向け

貸付をご利用中のみなさまへ

貸付 担当
☎06-6941-2865

退職手当が支給される場合

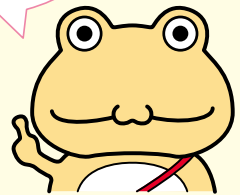
退職手当から控除する方

未償還金がある方は、退職手当から控除します（手続不要）。
退職手当が支給されるまでの経過月数に応じ、利息が加算されます。

自己資金で全額償還を希望する方

全額繰上償還は申込み手続きが必要です。申込み方法は令和6年1月25日（必着）までに
「全額繰上償還申出書（※）」と組合員証の写し、244円分の切手を同封し、貸付担当宛へ提出してください。

詳しくは支部ホーム
ページを見てね！



以下の転出・異動される場合は、事前に貸付担当宛までご連絡ください

他の都道府県の公立学校等 で勤務する場合

※公立学校共済組合の他支部へ

転出先の支部で引き続き償還できます。
◎提出書類（郵送可）…「借受人異動届出書」（※）

知事部局等へ異動する場合

※地方職員共済組合大阪府支部へ

地方職員共済組合で引去りし、当支部へ定期償還されます。
◎提出書類（郵送可）…「徴収嘱託申出書」（※）

上記以外の共済組合へ （大阪府市町村職員共済組合等）

未償還金を一括して金融機関より振り込んでいただきます。
なお、返済資金を転出先の共済組合で借りの場合は、当支部発行の
「貸付金残高証明書」が必要です。貸付担当へお問い合わせください。
振込用紙及び貸付金残高証明書をお送りします。

（注）なお、上記に該当し、退職手当が支給される場合は、退職手当から控除します。

（※）各用紙は、

HP → 「様式集（諸用紙のダウンロード）」 → 「資金の貸付関係の様式」

から印刷してください。

